令和８年４月１日現在

江東区こどもプラザ子育て支援団体登録について

子育て支援団体の活動支援のため「江東区こどもプラザ子育て支援団体登録」制度による減免措置を設けています。登録団体の皆様には制度の趣旨を充分理解したうえで、適正な利用をお願いいたします。

１．団体登録要件

①会員が５名以上で、その過半数が江東区内に在住・在勤・在学のいずれかであること
②代表者が江東区内在住・在勤・在学のいずれかであること
③組織及び活動のための規約をもつこと
④江東区こどもプラザの事業・運営に関して協力的であること
⑤江東区内の子育て家庭及び児童を対象に、継続的かつ計画的な子育て支援に資する活動または
こどもの健全な成長を推進する活動を、年６回以上実施すること

２．登録申請

【申請場所・時間】：３階施設窓口（９時～20 時、日曜・祝休日・12/28 は９時～19 時）
※お休み：毎月第３金曜日（第３金曜日が祝日の場合は第３木曜日）、年末年始（12/29 ～ 1/4）

（１）申請方法

「江東区こどもプラザ子育て支援団体登録申請書」に「会員名簿」「団体規約」「その他活動を証する資料」を添付の上、**３階施設窓口**にご提出ください。（※名簿・規約・その他の資料は任意様式）

（２）審査・登録

審査には 1～2 週間かかる場合がございます。

●登録が承認された場合

代表者に電話連絡しますので、代表者は**３階施設窓口**で「子育て支援団体登録カード」をお受け取り下さい。カードは有効期限まで大切に保管してください。

●登録が非承認の場合

代表者に電話連絡するとともに、代表者宅へ「子育て支援団体登録却下通知書」を送付します。

※上記１の登録要件を満たしている場合でも、営利を目的とする活動や宗教・政治活動、その他江東区こどもプラザ条例の規定に抵触する行為を行った場合は利用を承認しないことがあります

３．登録期間

毎年４月１日～翌年３月 31 日の１年間
（年度途中に新たに登録する場合は、登録した日から当該年度の３月 31 日まで。）

４．登録団体減免措置＜施設利用料金の２分の１免除＞の適用について

※減免措置以外の施設貸出詳細は、別途「施設貸出の利用案内」を参照。

（１）登録団体減免措置の適用方法

①抽選申込の場合　＜抽選前＞

・HP の予約システムで申込みの場合は、予約専用フォームの所定位置に「団体登録№」も入力。

・**３階施設窓口**で申込みの場合は、申込時に「団体登録№」もお伝えください。

②空き枠への申込み（先着）の場合　＜利用申請前＞

・**３階施設窓口**か**電話**で申込みの際に、「団体登録№」もお伝えください。

③予約確定枠の利用申請と利用料金お支払い　＜利用申請時＞

・「団体名」と「団体登録№」も記入した『利用申請書兼利用料金減額・免除申請書』を**３階施設窓口**へ提出する際に、「子育て支援団体登録カード」もご提示ください。
→窓口での登録団体確認が完了しましたら、同窓口で減額免除額での利用料金をお支払いください

5．登録更新

団体としての登録期間は、登録した年度末までとなりますので、登録更新を希望する場合は、１月～３月の３カ月間内に上記２「登録申請」と同様手続きが必要です。

※無断キャンセルや施設利用料金の未払いが続いた際は、登録更新をお断りする場合があります

6．登録変更および登録取消

・登録内容に変更があった場合は、「子育て支援団体登録変更届」に「変更事項を証する書類（任意様式）」を添付の上、**３階施設窓口**にご提出ください。

・団体規約や活動内容変更等により登録要件に適合しなくなった場合は、登録を取消し、代表者宅へ「子育て支援団体登録取消通知書」を送付します。

添付資料

・別紙１　【こどもプラザ子育て支援団体登録のフローチャート】
・別記第１号様式　「江東区こどもプラザ子育て支援団体（新規・更新）登録申請書」
・別記第４号様式　「江東区こどもプラザ子育て支援団体登録変更届」

別紙１

（R4.4.1）

【　こどもプラザ子育て支援団体登録のフローチャート　】

項　目	内　　容	利用様式等
登録申請	団体登録申請　　（手続方法：3F施設窓口のみ） 「子育て支援団体等登録申請書」に「会員名簿」「団体規約」 「その他活動を証する資料」を添付の上、3F施設窓口に提出	【次ページを印刷or窓口配布】 ・子育て支援団体登録申請書 （子育て支援団体登録要綱第1号様式） ※名簿・規約・その他の資料は任意様式
審　査	審　　査 ※承認まで1～2週間かかる場合がございますので、予めご了承ください	
審査結果決定	登録決定 代表者に電話にてご連絡	
	登録非承認 代表者に電話にてご連絡	
登録手続き	代表者に団体登録カードお渡し （手続方法：3F施設窓口のみ）	【窓口にて発行・お渡し】※発行必要 ・子育て支援団体登録カード （子育て支援団体登録要綱第2号様式）
	代表者宅へ申請却下通知	【代表者宅へ郵送】 ・子育て支援団体登録申請却下通知書 （要綱第3号様式）
抽選(先着)申込	抽選申込時に「団体番号」入力 ※空き枠への先着申込の場合は、 申込時に番号をお伝えください	
利用申請・支払い	利用申請・利用料金お支払い 「利用申請書 兼 利用料金減額免除申請書」に団体番号・団体名を記入し、登録カードを提示してください →窓口で確認が取れましたら、減額免除額で利用料金をお支払いいただく形になります	【窓口にて配布・発行】　※複写式 ・利用申請書兼利用料金減額免除申請書 ・利用承認書兼領収書 ※条例施行規則に定める様式
登録更新	【 登録更新の手続きについて 】 ・団体としての登録期間は、登録した年度末までとなります ・登録更新を希望する場合は、1～3月の3か月間内に上記「登録申請」と同様の手続きが必要です	【次ページを印刷or窓口配布】 ・子育て支援団体登録申請書(1号様式) ※名簿・規約・その他の資料は任意様式
登録変更	【 登録変更の手続きについて 】 ・登録内容に変更があった場合は「登録変更」の手続きが必要です	【次々ページを印刷or窓口配布】 ・子育て支援団体登録変更届(4号様式) ※変更事項を証する書類(任意様式)
登録取消	【 登録の取り消しについて 】 ・団体の規約や活動内容の変更等により、要綱に定める基準に適合しなくなった場合は登録を取り消し、代表者へ「登録取消通知書」を通知します	【代表者宅へ郵送】 ・子育て支援団体登録取消通知書 （要綱第5号様式）

別記第１号様式（第３条、第６条関係）

年　　月　　日

景行会・SDHグループ　　殿

代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

江東区こどもプラザ子育て支援団体（新規・更新）登録申請書

以下のとおり子育て支援団体の（新規・更新）登録を申請します。

登録Ｎｏ.

ふ　り　が　な		結成年月日	
団　体　名		・　・	
ふ　り　が　な		連絡先（自宅・会社・携帯）	
代　表　者　名			
代表者住所	〒		
ふ　り　が　な		連絡先（自宅・会社・携帯）	
連絡責任者名			
連絡責任者住所	〒		
活　動　内　容			
団　体　紹　介			
前年度活動実績		今年度活動予定	
会　員　数	名		
会　員　募　集	受け付ける　・　受け付けない		
外部からの問合せ	連絡責任者への取り次ぎ　可　・　不可		
団　体　情　報	公開の可否　可　・　不可		
ＨＰアドレス	な　し　・　あ　り（　　）		

別記第４号様式（第７条関係）

江東区こどもプラザ子育て支援団体登録変更届

年　　月　　日

景行会・SDHグループ　殿

代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下のとおり子育て支援団体の登録内容を変更します。

登録Ｎｏ．

<table>
<tr><td rowspan="2">団　体　名</td><td colspan="3">ふりがな</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>変更事項</td><td colspan="3">１　団体名　　２　代表者　　３　連絡責任者
４　規約　　５　会員数　　６　その他</td></tr>
<tr><td rowspan="13">変
更
事
項</td><td></td><td>新</td><td>旧</td></tr>
<tr><td>１　団体名</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">２　代表者</td><td>ふりがな</td><td>ふりがな</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td>氏名</td></tr>
<tr><td>住所</td><td>住所</td></tr>
<tr><td>電話　　（　　）</td><td>電話　　（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">３　連絡責任者</td><td>ふりがな</td><td>ふりがな</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td>氏名</td></tr>
<tr><td>住所</td><td>住所</td></tr>
<tr><td>電話　　（　　）</td><td>電話　　（　　）</td></tr>
<tr><td>４　規約</td><td colspan="2">別　紙　の　と　お　り</td></tr>
<tr><td>５　会員数</td><td colspan="2">（　　）名から（　　）名に変更
会員名簿の訂正のとおり</td></tr>
<tr><td>６　その他</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>